

Title	植民地史研究における教区簿冊の利用について： シンガポール、セント・アンドリュース教会の場合
Sub Title	Use of the Parish register as a study source of colonial history
Author	菅原, 建(Sugawara, Ken)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.2/3 (1983. 7) ,p.93(199)- 107(213)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830700-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

植民地史研究における教区簿冊の利用について

——シンガポール、セント・アンドリュース教会の場合——

菅 原 建

はじめに

教区簿冊 (parish register) とは、東洋史研究においてはなじみのない言葉かも知れない。わかり易く言えば、「ある教会の一定教化地区に属する信徒の洗礼、堅信証明、結婚、埋葬を記載した登録簿」のことである。

教区簿冊は四種の登録簿から成っており、教会の牧師、或いは神父が信徒に対して執行する人生での四つの通過儀礼、即ち洗礼 (Baptism)、堅信証明 (Confirmation)、結婚 (Marriage)、埋葬 (Burial) に立ち合っって書き留めたものである。堅信証明を別にすれば、残りの三つはほぼ出生、結婚、死亡に相当するので、教区簿冊を丹念にめぐり、バラバラに記載されている個人の記録を拾い集めて整理、分析することによって、人口学上の有益な資料を獲得しえる。

教区簿冊の利用を初めて試みたのは、フランス国立人口学研究

植民地史研究における教区簿冊の利用について

所 (INED) のルイ・アンリを中心とする研究者たちであった。彼らは、フランスのノルマンディーのあるキリスト教区の非センサス資料 (即ち教区簿冊) の利用を通じて、「家族復元法 (Family Reconstruction)」を開発したのである。この方法は、資料中に登場する結婚した男女の家族形成を一人一人追跡し、結婚の開始から終了に至るまでの人口に関する要素について、特に出生率を中心とする人口学上の指標の検出を行ったものである。教区簿冊中に散在する個人の記録を集めて来て、その家族の再構成を行うのが基礎作業であるところから「家族復元法」と称するのである。そして、彼らの研究成果は、従来不可能であると考えられていた近代センサス実施以前の社会についての人口学的分析を可能にしたのである。

ところで、今回扱ったシンガポールの教区簿冊の場合、二つの留意すべき事柄がある。第一は、ルイ・アンリらが研究対象としたような人口移動の少ない農村地区とは異なり、シンガポールの

ごとき人口移動の激しい都市部では、教区簿冊にもとずく家族復元作業に支障が起るといふことである。つまり、その追跡すべき個人が移動してしまふと農村地区で得られたような家族復元法を頼りとする成果が得られないのである。シンガポールは、僑居的性格の強い中国、インドからの移民たちが人口の大多数を形成して来た港市であったので、家族復元法を用いた教区簿冊による研究対象としては適当であるとは言えず、少なからぬ限界があると思われる。

第二は、この記録があくまでもキリスト教徒を対象としたもので、シンガポールのごときキリスト教徒が少数派である所では、その記録の分析結果から全体像を描き出すのは不可能であるといふことである。

以上二つの難点を挙げたわけであるが、それを考慮しつつ、いかなる意図でこの教区簿冊を取り扱うことにしたかを述べる。

留意点の第一に挙げたように、家族復元法を通じて、データ処理・分析を行ない、そこから何らかの結論を導き出そうとするのは難しいが、一方では、与えられたデータ内で、どの程度の家族復元が可能であるかを調べることによつて、そのキリスト教に属する成員の結びつき方、定着性等がどのようであつたかを観察できるであろうと思われる。また、家族復元法に依らなくても、当教区簿冊の場合、センサスでは提供し得なかつたデータを供給してくれることもあるのである。

次に第二の留意点、即ち基本的にキリスト教徒に対してしか適用できないといふことについては、裏返しに考えるとシンガポー

ルの場合、元來異教徒であつたはずの中国人、インド人等が、どのような過程でこのキリスト教集団中に浸透して行つたのが、その様相を観察するには有効であるかと思われる。殊に二十世紀に入つてから、シンガポールのリーダー層を形成する人々の中には、欧米教育を受容した人が多く含まれる。彼らが受容した欧米教育・文化の主要な窓口の一つとして、キリスト教会が果たした役割を考える上で観てみる価値があると考えている。

I セント・アンドリュース教会の教区簿冊

教区簿冊は、時代、場所によつてその形式や項目内容等が異なり、一定したものではないので、当教会の各々の登録簿がどのような形式、内容、特徴を備えているかを説明しておかなければならない。しかしその前に、簡単にセント・アンドリュース教会(St. Andrew's Cathedral)について以下に紹介しておこう。

(1) この教会の前身はアングリカン・チャーチであり、一八三四年に建立された。シンガポールで最古の教会の一つであつて、現在のセント・アンドリュース教会がある行政中心地区に創設され、その後バプテイス特派教会として今日に至つて

いる。

(2) 現在の建物は一八五六年に建てられたものであるが、十九世紀中は数少ないキリスト教会として、布教活動、教育活動を熱心に行つてゐる。例えば、一八六二年にセント・アンドリュース校を創設したことをはじめ、セント・マーガレット校での教育活動、中国人、タミル人、セイロン人等の伝道師

による布教活動、布教書のマレー語、タミル語、中国語への翻訳・出版などがあげられる。

(3) 現在残されている当教区簿冊は一八二〇年から今日に至り、その量と期間の長さからみても、シンガポールにおける最も規模の大きい教会の一つである。尚今度入手できたのは一八五二年から一九二〇年までの約七十年間の部分である。次にこれより洗礼者登録簿、結婚者登録簿、埋葬者登録簿の順で述べてゆく。

(一) 洗礼者登録簿 (Baptism Register)

洗礼者登録簿の項目は、左記のとおりである。

(1) 洗礼者登録簿の項目

洗礼年月日、申告に基づく生年月日、受洗者名、性別 (gender) または sex で記載してある)、両親の姓と洗礼名 (中国人の場合は姓名のみで洗礼名がないケースが多かった)、居住地名 (abode)、職業名 (quality, trade or profession)、署名。

まず、洗礼者登録簿の項目の中で興味深いのは「申告に基づく生年月日」と「洗礼年月日」が併記してあることである。つまり、人口流動の著しいシンガポールという港市であるがゆえに誕生日と洗礼期日とが大幅にずれるケースが多い状況に対応する為に、或いは中国人、インド人等に見られる、ある程度の年齢に達してから改宗する人々のケースに備えての措置なのかも知れない。

次に「居住地名 (abode)」は、受洗者の両親の住んでいる都市

名が主に記されている (例外として、国名であったり、シンガポール内の詳細な住所が記されているケースがあった)。この項目内容によって、登録された当事者が、新来者であるか否かを判断できる上に、どこ出身者かも判明し得る。

三つ目として「職業名」の項目が注目される。これは受洗者が新生児や幼児である時は、その両親の職業名か或いはその職業内の地位、役割が記され、受洗者が生徒であったり、仕事に就いていれば、当人の職名が記されている。また、受洗者が既婚女性 (例えば、妻や未亡人である時) であった場合には、無職と同じ扱いで無記載である。この項目を観てゆくことによって、このキリスト教会を構成する人々の職業がわかり、時代別に職業構成の傾向を見たり、場合によっては個人、或いは家族単位の職業の変遷を追跡することも可能である。但し、近代センサスで行われているように、ある基準をもって職業内容を分類した上での記載ではないので、その記載内容は必ずしも一貫整頓されてはいない。

(二) 結婚者登録簿

結婚者登録簿の項目は、左記のとおりである。

(2) 結婚者登録簿の項目

結婚年月日、結婚当事者の洗礼名と姓 (中国人の場合、姓名のみで洗礼名がないケースが多かった)、結婚当事者の年齢、結婚当事者の身分 (condition—未婚男子 (bachelor)、未婚女子 (spinster)、寡夫 (widower)、寡婦 (widow) の区別)、職業名 (rank of profession)、結婚時の居住地名 (residence)、父親の洗礼名と姓、結婚の認定方式 (banns

or licence)、結婚当事者の署名、結婚立合人の署名。

結婚者登録簿中で注目すべき項目は、洗礼者登録簿と同様に「職業名」、「居住地名」であり、記載内容や形式も同じである。

これに加えて、洗礼者登録簿になかった興味深い項目が「結婚当事者の署名」と「結婚立合人の署名」である。二つとも識字力の如何を窺う上で重要であり、記載者に識字力がなく、第三者に代筆署名してもらった場合、その承認の意味で「十」印が書き添えられてある。また、ローマ字で書けなくても漢字では書ける為か、漢字での署名も見られた。更に、「結婚立合人の署名」は、結婚当事者を取り巻く人間関係のネット・ワークを知り得る点で価値がある。

(三) 埋葬者登録簿 (Burial Register)

埋葬者登録簿の項目は、左記のとおりである。

(3) 埋葬者登録簿の項目

死亡年月日、死亡者の洗礼名と姓(中国人の場合、姓名のみで洗礼名がないケースが多かった)、死亡者の年齢、職業名 (quality, trade or profession)、埋葬執行者の署名。

この登録簿中の注目すべき項目は「死亡原因」であり、他の教区簿冊にはない珍しい項目である。但し、この項目欄に記されている内容(即ち、病名等)は、センサス資料のもののように、ある基準をもって分類し記述されていない為に難点がある。例えば、「マラリア」という病気が原因で実際に死に至った場合、ある人はそのとおりに「マラリア」と申告するであろうが、その病名の知識のない人であれば「熱性病」とだけ申告するであろうと

いうことである。

「職業名」の項目については、他の二種の登録簿と同じである。そして、残りの項目についても、特別説明は要しないであろう。

この埋葬者登録簿の難点は、性別を示す項目が欠けていることである。後に詳述するが、欧米人の場合、その洗礼名からの男女の区別はかなり可能であるのに対して、ローマ字化してある中国人名から性別を判断することはできないのである。

II 集計結果とその考察

——中国人のデータを中心として——

小稿では、紙幅の都合により各登録簿の全体のデータ結果に関して手短かに紹介するにとどめて、データ内の中国人のものを中心と言及したい。

(一) 洗礼者登録簿

まず、表1、"Baptisms Registration"の結果に表われているいくつかの特徴を以下に列挙する。

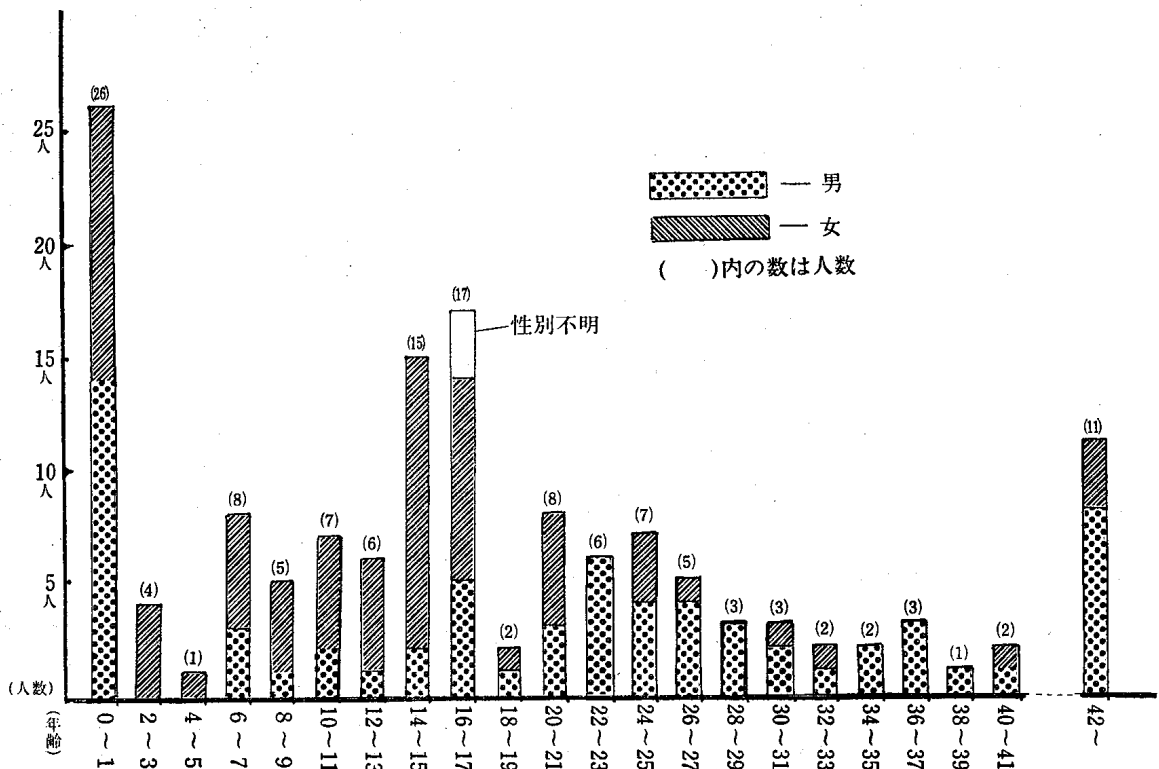
- (a) はじめの年次別コーホート(一八五二年〜一八五四年)を除けば、当教会における受洗者数は殊に増加している傾向が見られない。
- (b) 受洗者の性比は、全体的にみて大きな差はない。
- (c) 二歳以上で洗礼を受けた人が全体の約十五%を占めている。
- (d) 中国人の受洗者数が、一八五五年から一八七〇年にかけて

年次	受洗者 総数	性別(人)		受洗年齢(歳)			両親の居住地*					受洗者 の中国人
		男	女	0~1,	2~9,	10~	a	b	c	d	e	
1852-1854	75	40	31	61	7	4	68	4	-	1	-	7
1855-1859	208	106	101	149	28	25	196	3	5	1	2	28
1860-1864	299	171	128	218	29	51	285	10	-	-	-	38
1865-1869	280	153	127	241	18	21	244	22	2	9	-	10
1870-1874	276	134	142	235	19	17	267	9	-	-	-	10
1875-1879	318	165	153	260	39	17	300	13	-	-	-	6
1880-1884	288	142	146	244	24	20	265	22	-	-	-	6
1885-1889	301	150	149	273	16	11	288	9	-	1	-	5
1890-1894	299	156	143	259	22	12	273	20	-	1	-	8
1895-1899	255	123	132	231	16	8	232	23	-	-	-	3
1900-1904	271	123	147	248	14	7	257	9	1	2	-	7
1905-1909	326	179	145	290	11	25	300	21	1	-	-	9
1910-1914	225	102	122	221	24	9	201	17	2	-	-	12
合計(人)	3421	1744	1666	2900	267	227	3176	182	11	15	2	149人

表1, Baptisms Registration (1852-1914年)

* a—シンガポール, b—マラヤ・東南アジア諸地方, c—中国(台湾, 香港を含む), d—欧米・濠諸国, e—その他。各内訳の数字は, 不明分を含まないので, それらの和が受洗者の合計と必ずしも一致しない。

図1, 年齢別中国人洗礼者数



多くなっている。
 (e) 両親の居住地は、圧倒的にシンガポールが多く(九十二%)、次いでマラヤ等の近隣の東南アジア諸地区が約五%を占めている。

結婚認定方式		* 結婚当事者の立場				** 職業種別数 (人)									
Banns	Licence	B / S	B / W	We / S	We / W	S	C	G	T	M	Mr	En	A	Sk	
5	26	26	-	4	1	9	4	1	2	-	6	-	3	1	
14	51	46	7	10	1	12	14	1	2	-	12	-	9	2	
29	60	66	8	10	4	15	11	3	5	-	16	4	5	7	
28	56	71	3	7	3	8	18	5	9	1	16	7	8	4	
34	45	60	9	9	1	8	10	3	5	2	18	7	10	5	
36	63	72	15	6	6	14	17	3	5	5	12	9	10	1	
38	66	85	5	9	4	13	15	7	10	5	17	11	15	1	
78	66	123	8	12	1	15	25	3	10	12	31	10	15	3	
84	45	115	5	7	2	10	22	4	7	2	27	25	17	4	
70	65	116	9	10	-	9	23	4	8	8	23	24	16	4	
80	70	130	9	10	1	7	16	5	15	5	19	40	19	9	
89	88	158	6	7	6	5	30	17	17	16	25	27	20	7	
84	135	198	9	12	1	3	27	5	13	40	28	31	9	9	
55	146	189	7	4	2	4	22	11	8	61	22	13	12	8	
724	982	1455	100	117	33	132	254	72	116	157	272	208	168	65	

(各内訳の数字は不明分を含まないので、それらの和が結婚者の合計と必ずしも一致しない。)

以上に挙げた特徴の中から、まず(e)について推察し得ることは、居住地が圧倒的にシンガポールであることから、この教会の信徒には定着者、或いは比較的長期の定住者が多かったのではないかと推察することである。これは、結婚者登録簿、埋葬者登録簿から得た集計結果でも同様であった。また一方、この教区簿冊のデータを取った時期(十九世紀中葉〜二十世紀初頭)を通じて、シンガポールの人口はどの民族に関してもかなりの割合で増加しているにもかかわらず、受洗者の数に増える傾向がうかがえない事には注意すべきである。^(注1)つまり、当教会は現地定住度の高い人々を主体とした集団であるために、新たに流入する僑居的移動人口からの影響をあまり受けていなかったのではないかと推察することである。

次に、特徴で述べた中で、特に十歳以上で洗礼を受けた者には、新入信者、改宗者の割合が多いのである。換言すれば、その集団の中には、非欧米人、即ち中国人、インド人等が多くを占めていたのである。そして、それらの人々の数は一八九十年代まではしばらく増加した後、むしろ減少傾向が見られる。一方では、それと並行する時期にシンガポールにおける非欧米人の人口は急増している。つまり、新たに流入して来た人々をキリスト教へ改宗させることが順調に行われていない状況が読み取れるのである。そこで、その改宗の対象者たる中国人の状況を観るにあたって、図1を見てみることにする。その特徴を挙げると、

(a) 十六歳〜十七歳の年齢別集団を頂点として盛り上っている。

年次	男 (人)			結婚時の居住地				女 (人)			結婚時の居住地			
	中国 人	非 中国人	平均 年齢	シン ガポ ール	東 南 ア ジ ア マ ラ ヤ 及 び	中 国	欧 米 濠	中 国 人	非 中 国 人	平均 年齢	シン ガポ ール	東 南 ア ジ ア マ ラ ヤ 及 び	中 国	欧 米 濠
1852-1854	2	29	29.6	29	2	-	-	1	30	20.1	31	-	-	-
1855-1859	1	68	19.3	66	-	-	-	0	68	18.4	67	-	-	-
1860-1864	10	80	27.5	78	9	1	-	10	79	21.0	88	-	-	-
1865-1869	9	75	28.4	69	12	1	2	9	75	20.0	78	1	-	5
1870-1874	6	73	28.9	77	1	-	1	6	73	20.3	77	1	-	1
1875-1879	8	91	29.9	87	11	1	-	8	91	21.7	98	-	-	1
1880-1884	10	94	29.6	100	3	1	-	10	94	23.3	103	-	-	1
1885-1889	15	129	30.4	135	7	1	1	16	128	23.1	134	4	-	4
1890-1894	9	120	29.8	123	5	-	1	9	120	22.8	126	3	-	-
1895-1899	8	126	29.9	112	19	1	1	9	126	22.8	122	6	-	7
1900-1904	6	144	30.1	137	10	-	3	6	144	24.2	145	2	-	3
1905-1909	4	174	30.5	140	27	3	7	3	174	25.6	150	6	3	18
1910-1914	10	209	30.2	125	83	-	3	10	209	26.3	116	11	1	74
1915-1919	6	198	30.5	102	92	-	-	6	198	25.5	88	21	2	89
合計 (人)	104	1610		1308	281	9	19	105	1609		1425	56	6	203

表2, Marriages Registration (1852-1919年)

*B/S—bachelor と spinster, B/W—bachelor と widow,
We/S—widower と spinster, We/widower と widow

**S—船舶航海関係 (seaman, captain, mate, etc), C—事務職 (clerk, accountant, etc),
A—軍隊, 警察関係 (soldier, policeman, etc), G—行政職 (government officer,
inspector, etc), T—教師, 医師, 法律家, M—農鉱業従事者 (miner, planter, etc),
Sk—職工 (carpenter, blacksmith, etc), Mr—商業従事者 (merchant, shopkeeper,
etc), En—技術者

(一) 結婚者登録簿

(b) 受洗者が、高年齢に至るまで広く分布して
いる。
(c) 男女の割合は、全体としてはほぼ同じくら
いであるが、十歳から三十歳の範囲で、その
分布に相違が認められる。
通常の場合、生れてから特別な事情のない限
り、慣習として早い時期に教会で洗礼を行うはず
なので、〇歳から二歳未満ぐらいの範囲に受洗者
数が極度に集中する。したがって、(a)、(b)にある
ような現象は、明らかに人生の途中で改宗した場
合に生じるものであり、日本におけるキリスト教
会での洗礼状況にも見られるものである。
次に(c)の現象については、彼らの職業と後述す
る家族復元作業の結果とを考え合せると、十六歳
〜十七歳以下の就業していない者が多いとみなさ
れる集団では、両親がキリスト教徒であったり、
ミッション系の女学校の生徒で洗礼を受けた例が
多く、女子の方が優勢である。そして十八歳〜十
九歳以上の就業している者が多いとみなされる人
々の中では、男子の数が上回っているが、これは
シンガポールにおける中国人男子の割合が、これ
らの年齢層に著しく多いことに影響されているか
らではないかと思う。

はじめに、表2の特徴を以下に列挙する。

(a) 当教会で結婚した者は、年代を追って徐々に増えているが、中国人の場合は一八八〇年代をピークにして、その後は増えている傾向がない。

(b) 居住地は、圧倒的にシンガポールが多いが、年代を追うごとに近隣の東南アジア諸地区への分散状況が見られる。

(c) 平均結婚年齢は、男子が一貫して三十歳前後であるのに対して、女子のそれは、年代が下るに連れて約二十歳から二十五歳へと高くなってゆく傾向が見られる。

(d) 結婚認定方式 (Banns or Licence) において、当初は "Licence" が優勢であったが、年代が下るに連れて "Banns" による件数が相対的に多くなって来ている。

(e) 職業種別分布については、"S" 項目の船舶航海関係の職種が減少傾向である他は、一般的に年代を追って増加傾向にあるり、行政、鉱・農業関係者の伸びがその中でも目立つ。

さて、以上の特徴の中で、特に教区簿冊を観る上で注目すべきであると考えているのが (d) の結婚認定方式の時代的推移である。

"Banns" とは、結婚前にその結婚の可否を同じ共同体内の構成員に問う性質のものであるのに対して、"Licence" は牧師或いは神父にその認定を委ねる方式である。しかし、一般にはほぼ前者の方式を採る場合が多く、結婚するのに際して何らかの特別な事情があった時のみ、後者の方法を採ることになる。そこで推察され得ることは、当初のシンガポールでは開拓移民が開始されてから時間を長く経ていないので、結婚当事者の結婚の可否を判断

するような当事者の関係する集団がまだ乏しかった為に Banns 方式を採れる状態ではなかったということである。また或いは、Licence を必要とする理由として、異宗派同志の結婚例や異なる教区出身者同志の結婚例が多かったことも考えられる。

次に、(b) の居住地分布の時間的変遷については、旧海峡植民地の時代的政治・経済状況をよく反映している。シンガポール、マラヤ近隣の諸地区は、いずれも植民開拓地区であり、彼らはそこで働く鉱山技術者であったり、プランターであったり、或いはそれらの産業に付随する職業に従事する者たちである。

最後に、平均結婚年齢であるが、男女とも高い数値を示している。中国人に関してもほぼ同様である。これは移民社会の特質なのであろうか、それとも本国においても、当時の普遍的な現象であったかは調べて比較検討してみる必要がある。また、女子の結婚年齢の年代が下るに連れての上昇も同様な点で検討すべき問題である。

ここで、図2で中国人の結婚年齢の分散状態を見て頂きたい。女子は十七歳から二十一歳にかけてピークを迎え、その後は急に少なくなつて低滞している。そして平均結婚年齢は教会全体の女子の数値に比べるとやや低い。一方、男子は二十歳から二十歳代後半にかけてなだらかに盛り上り、三十歳以後は徐々に下降してゆく分散をしている。そして、平均結婚年齢は、教会全体の男子の数値とだいたい同じくらいである。中国人男子の結婚年齢の分散がかなり広く、その平均値も高いことがわかる。対象年代がやや隔たるが、M・フリードマンの旧海峡植民地における中国人の

植民地史研究における教区簿冊の利用について

家族と結婚に関する調査報告書中にある一九四一年から一九四九年までの例と比較してみると、既してその結果は類似している。

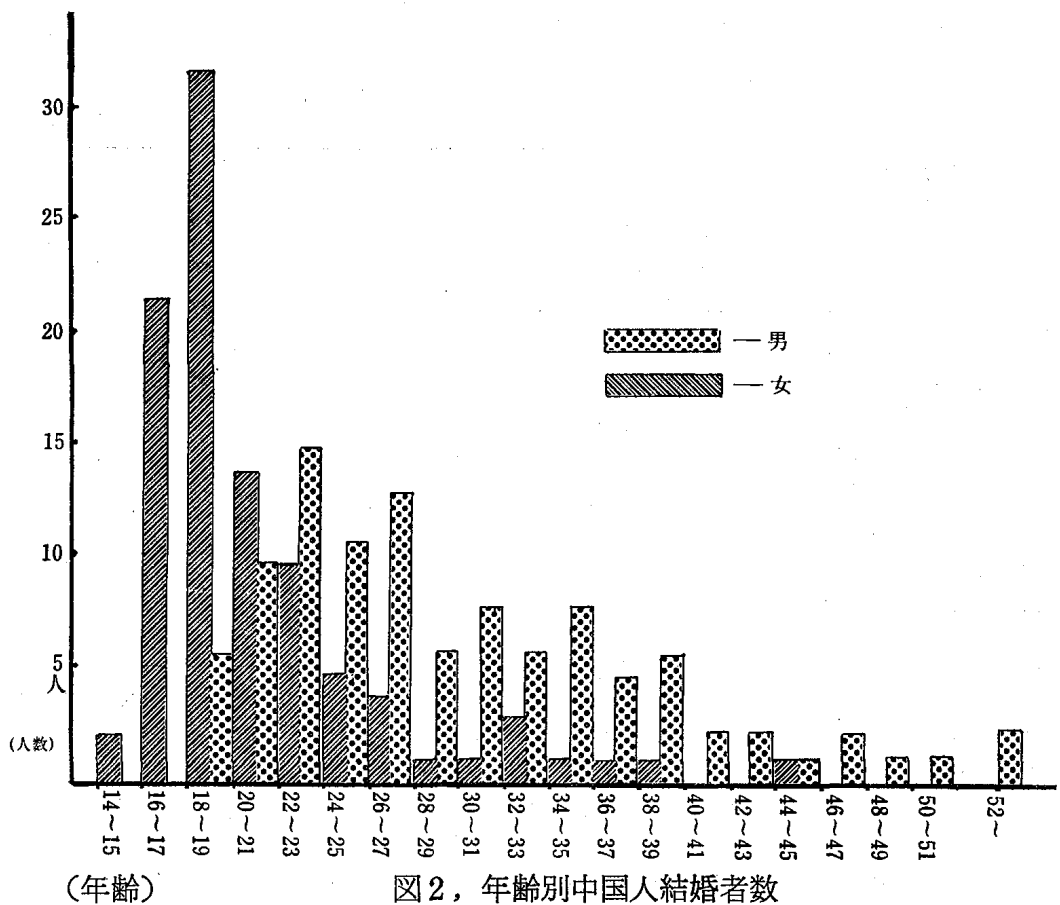


図2, 年齢別中国人結婚者数

特に興味深かったのは、その報告書中で女子の civil marriage (届け出結婚) と christian marriage の統計を比較した表が掲げられていた所で、この二種のグループを比較した場合の特徴を要約すると、次のごとく指摘している。^(注2)

(a) 中国人キリスト教徒の結婚年齢の標準偏差(結婚する年齢の範囲幅)がより大きい。具体的に言えば、高年齢(三十歳から五十歳)での結婚例が相対的割合として多い。また、低年齢層(十四歳から十六歳)においては、逆に中国人キリスト教徒の方が少ない。

(b) "civil marriage" の場合、結婚年齢のピークは十六歳か

職業名	人数	職業名	人数
merchant	2	teacher	2
trader	5	doctor	2
storekeeper	1	medical student	1
shopkeeper	7	dresser	2
book keeper	1	printer	5
salesman	1	photographer	1
banker	1	engineer	1
cashier	2	captain	1
bill collector	1	master mariner	1
accountant	1	servant	1
clerk	29	planter	11
inspector of police	1	manager of estate	1
policeman	1	missionary	2
mayor	1	catechist	2
translator	4	colporteur	1
journalist	1		
		総計	93人

表4-I, 中国人の職業別数
(結婚者登録簿より)

年次	埋葬者数	性別数		平均年齢	職業種別人数* (人)										中国人数	
		男	女		S	C	A	G	T	M	Sk	Mr	En	Ch	実数	年平均数
1852-1854	114	86	11	33.3	63	4	3	-	2	1	2	8	3	5	1	0.3
1855-1859	281	212	38	28.0	147	5	20	2	1	1	14	4	4	37	4	0.8
1860-1864	274	190	35	29.0	122	14	14	2	-	1	20	15	1	27	7	1.4
1865-1869	227	164	38	29.4	80	12	22	7	-	1	8	11	9	31	3	0.6
1870-1874	256	183	36	28.9	81	12	19	2	3	-	16	18	18	37	6	1.2
1875-1879	237	168	49	30.6	75	9	15	6	4	-	11	7	20	43	8	1.6
1880-1884	221	130	49	30.9	54	6	14	3	3	5	6	18	9	44	14	2.8
1885-1889	239	155	46	30.4	38	7	29	4	5	-	6	10	12	48	16	3.2
1890-1894	195	101	41	30.4	22	8	6	1	7	7	5	7	13	42	24	4.8
1895-1899	213	123	60	33.5	25	14	9	7	5	7	5	7	17	41	23	4.6
1900-1904	199	99	40	32.4	25	11	7	7	5	1	1	5	18	42	19	3.8
1905-1909	219	125	55	36.9	19	14	5	5	8	5	6	13	13	32	10	2.0
1910-1914	173	94	38	36.3	10	11	7	4	6	7	4	3	10	26	3	0.6
1915-1919	221	134	47	39.3	19	17	10	3	10	12	3	6	11	23	5	1.0
合計(人)	3069	1964	583		781	144	181	50	59	57	107	132	158	478	144	

表3, Burials Registration (1852-1919年)

*S—船舶航海関係(seaman, captain, mate, etc), C—事務職(clerk, accountant, etc), A—軍隊, 警察関係(soldier, policeman, etc), G—行政職(government officer, inspector, etc), T—教師, 医師, 法律家, M—農鉱業従事者(miner, planter, etc), Sk—職工(carpen-ter, blacksmith, etc), Mr—商業従事者(merchant, shopkeeper, etc), En—技術者, Ch—10歳以下の子供。

各内訳の数字は不明の分を含まないので、それらの和が埋葬者の合計と必ずしも一致しない。尚、表3中の「平均年齢」は、単に各年次別コーホートの死亡年齢の総和を死亡者数で割った数値である。

ら二十三歳ごろであり、全体の七十八%が十七歳から二十二歳の範囲に集っていて、平均値は約二十一歳である。それに対して、"christian marriage" の場合は、十八歳から二十三歳がそのピークであり、全体の七十七%が十七歳から二十五歳の範囲に集り、平均値はやや高くなって二十二・四歳である。以上のような両者の相違があることが報告されているが、中国人キリスト教徒のこれらの特徴は、キリスト教徒の慣習や教会法等の規制に影響されていることが想像される。今後、シンガポールの教区簿冊と同時期のセンサス資料を比較検討してみる余地が十分にありそうである。

最後に、この登録簿における中国人の職業別の内容を表4-Iに掲げた。一見ただけで事務職(clerk)の多さが目につくであろう。そして全体的にも知的労働者、事務関係職が多いと言える。一方、いわゆる肉体的重労働者の数は、当時の状況から見ても少ないのである。つまり、これら当教会に属する中国人の中での職種内容は、一般の中国人の職業が下級労働者、肉体労働者の類が多かったのに比べて、大部性格を異にしていたのである。

(三) 埋葬者登録簿

(a) はじめに、表3の特徴から述べて行くことにする。死亡件数が、当初に比べて徐々に減少して来ている。

る傾向がある。

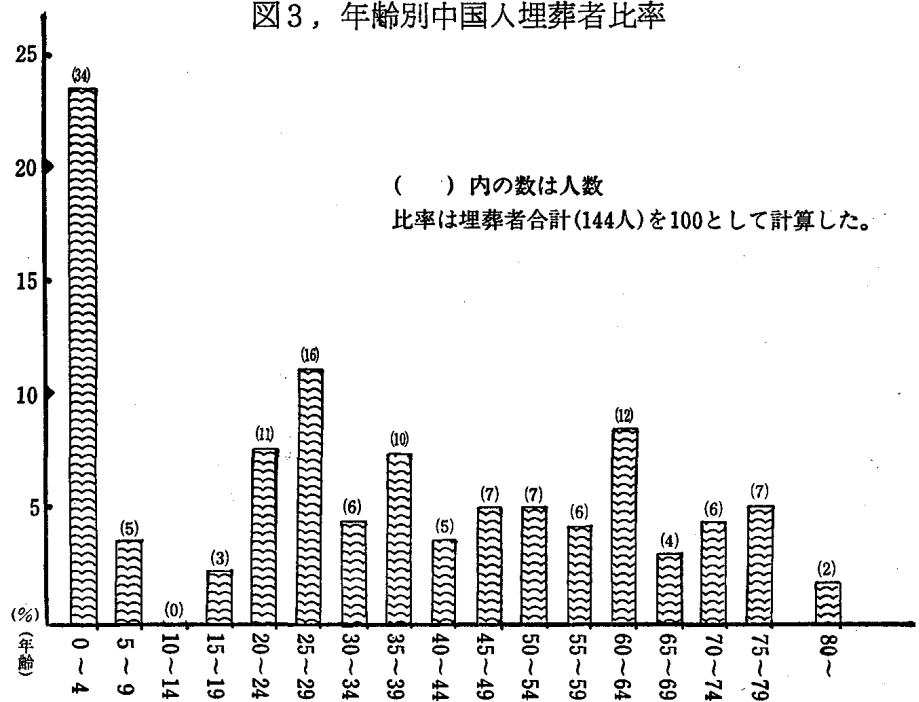
- (b) 死亡の平均年齢は徐々高くなって来ている。
- (c) 男女の割合は、年代が下るにともなって徐々に女性の占め割合が高くなって来ている。
- (d) 中国人数のピークが一八八〇年から一九〇五年にかけて見られる。
- (e) 結婚者登録簿での結果と同様に、船舶航海関係職従事者の占める量が特に多いが、それが年代を追うごとに、相対的にも、絶対的にも、減少している所が目につく。一方、T(教師、医師等)、M(鉱業、農業従事者)、En(技術者)は増加傾向が認められる。

(f) 子供の死亡数が一貫して高い。

表3を見るにあたって、性別数の欄についてお断わりしておくことがある。それは「不明」の数が非常に多いという点であるが、埋葬者登録簿の形式の説明でもあったように、性別を記す項目欄が当登録簿には欠如しているからである。そこで、洗礼名及び職業の内容を頼りに判定した。簡潔にその性別判定要領を述べれば、「エリザベス」という名のつく人には男性はおらず、「スチュワート」という職業に就いている人には女性はいないと言った具合である。しかし、それでも性別を判断できなかった事例は出て来てしまった。但し、判定し得なかった事例には職業欄が無記載であったものが多く、その年齢と無職であることから考えて、既婚女性である疑いの大きい事例も少なからず含まれている可能性があることを付言しておく。

植民地史研究における教区簿冊の利用について

図3. 年齢別中国人埋葬者比率



() 内の数は人数
比率は埋葬者合計(144人)を100として計算した。

比は、その総人口中の男女比と必ずしもよく類似するとは言えないが、当時のシンガポールに見られた男性が圧倒的に優勢な性別と考え合わせると、やはり教会内での女性の割合は相対的に多かったのではないかと思われる。

次に(e)で挙げた特徴について述べると、結婚者登録簿での職業

についての結果とよく類似している。M (鉱業、農業従事者) と En (技術者) の増加傾向は、ゴム・プランテーションを代表とする農業の発展、錫鉱山の開発等の事情をよく反映している。一方、S (船舶航海関係業従事者) の減少がどうした理由によるのかは、今後の課題としたい。

さて、埋葬者登録簿中の中国人のデータからはどんな結果が表われたであろうか。その死亡年齢別の分布を表わした図3の特徴は、二〇歳以後の年齢別集団の範囲にある。一般に死亡率は、生後間もない期間に極度に高く、その後低下して、通例一〇歳代前半にある最低点に達する。その後は再び徐々にゆるやかに、年齢の増加にともなって高くなってゆくのである。しかしながら、図3では二〇歳から四〇歳ごろにかけての年齢で死亡した割合が多いことを示している。本来ならば死亡率が高くないはずのこの範囲の年齢層に死亡者の割合が比較的多いのは、この年齢集団内の人数が、他の年齢層の量に比べてより多かつたからであると考えられる。

次に男女別の件数について見ると、女五十八件、男四十七件、不明三十九件である。不明の件数の中に男子が多く含まれていたとしても、当時のシンガポールにおける中国人人口内での男女比を考えると、教会内の中国人中の女子の割合が極めて高かつたと推定される。^(注3) そして、男女比の均衡状態への近さの程度は、しばしばその集団の定着性への指標に用いられる。そうだとすれば、この教会の中国人集団は、定着性の高い成員から構成さ

れていた可能性も考えられる。

最後に、表4-Ⅱについて見てみよう。この結果は結婚者登録簿から抽出した表4-Iとよく類似している。つまり、当時のシンガポールの中国人たちが下級肉体労働者や小商人を主流としていた状況と対比させた場合、当教会の中国人の内に占める肉体労働者の割合が小さいということである。そして一方では、知的労働者の占める割合は高い。これは、中国人が異郷に移住し、そこで定着し始めた場合、彼らが徐々にその社会経済的階層の上昇を目指し、買弁的職業(現地の勢力との仲介的役割を果す職業)や知的労働者になって行く過程を示す職業分布ではなからうかと思われる。見方を換えれば、この結果からも、この教会に関係していた中国人は、主に定着を既に開始していた人々が多かつたと考え得る現象を呈しているのである。

職業名	人数(人)			
	男	女	不明	合計
merchant	2	-	-	2
trader	-	-	1	1
clerk	3	-	2	5
overseer	1	-	-	1
apothecary	1	-	-	1
doctor	1	-	1	2
teacher	1	-	1	2
教会関係職 *	1	-	3	4
government pensioner	1	-	2	3
planter	1	-	-	1
servant	-	-	3	3
maid	-	1	-	1
tailor	1	-	-	1
職工 **	4	-	2	6
pupil, student	-	2	3	5
その他	-	-	8	8
-----	-----	-----	-----	-----
総計	17	3	26	46

表4-Ⅱ、中国人の職業別数 (埋葬者登録簿より)

*catechist, colporteur.
**composer, blacksmith, bricklayer, etc.

(四) 中国人のデータによる家族復元

基本的には、全てのデータのの中から名前の一致するものを選び出して整理することになるのであるが、読み取りにくい筆記体で記されている為に生じる問題は別としても、実際には次に述べられるようないくつかの難点があつて、期待したようには容易にゆかない。

(a) 名前に略称が用いられている場合が時々ある——中国人の場合、名前の一字目を省き、二字目の上に「阿(Ah~)」等を接頭語ののようにつけて例がある。

(b) 同一人物の姓名にもかかわらず、中国語の方言上の相違等から必ずしも同じ音写がなされていない場合がある。(これは、年代によって筆記者が異なり、それが原因で記述方法の相違が生じたり、また音写の過程で誤りが起るからではないかと考えられる。)

右に挙げたようなケースに対処するために次の三点でチェックすることを試み、少なからぬ抽出・検討をし得た。即ち、①年差による一致、②性別の一致、③職業(親属関係も含む)の一致の二点である。

仮に、洗礼者登録簿中に「Chui Neo, 1860年、10歳、女、父名——Lim Heng Lam」という人がいた場合、その人が結婚しそうな年齢範囲(十八歳ぐらゐから四十歳ぐらゐにかけて)、即ち結婚者登録簿の一八六五年から一八九〇年ぐらゐまでのデータの中から、疑わしきデータをチェックするのである。すると「Lam Chui Neo, 1870年、20歳、女、父名——Heng Lam」とい

植民地史研究における教区簿冊の利用について

う件が見つかふ。「林」という姓は、広東語で、「Lam」、他の方言では、「Lim」、又「Lio」と発音したりする。そして、そのデータが一八六十年の時点で十歳の女、結婚時で二十歳の女であれば勘定が合う。更に加えて、父親の名前が同じであれば、まず間違はなく同一人物のものであると判定するのである。さらに続いて、同様な具合でそのデータの埋葬者登録簿中の有無をチェックする。

次に、結婚者登録簿の各データを出発点として、例えば次のごとくチェックをする。「Choo Tien Soo, 男、25歳、父名——Hock Kim」と「Lee Sek Neong, 女、20歳、父名——Sien Soo」が一八七十年に結婚していたとする。結婚すれば、彼らの間に生れた子供たちも近い将来にその教会で洗礼を受ける、或いは幼児や新生児であれば、死ぬ確率も高いはずであろうという想定を基にして、洗礼者登録簿の中では、彼らの結婚後十五年間ぐらゐの範囲でチェックし、埋葬者登録簿中でも、二十年間ぐらゐの範囲で探す。すると、埋葬者登録簿のデータ中の職業欄に「son of Tien Soo」または「daughter of Tien Soo」などと書いてありたりする(但し、筆記者の記録方法の違いにより、職業欄に親子関係が書かれていないものもある)。こうして、父親の名前の一致によって親子関係が判明する例が埋葬者登録簿、洗礼者登録簿の中に複数見出されれば、兄弟姉妹関係もわかるのである。

最後に、埋葬者登録簿の各データを出発点として、似たような手順で他の二種の登録簿内のデータと照合・検索を試みる。このように各登録簿のデータを起点にして相互にチェックす

ることにより、名前だけで検索しただけでは判らなかつた親子兄弟姉妹関係をつきとめたり、同一人物であっても記述に至る過程で何らかの誤りや違いが生じた為に見つけられなかつた同一人物の洗礼、結婚、死亡のデータを抽出したり、補完訂正することがある程度可能であつた。しかしながら、以上のチェックを経た上でもなお十分にデータの欠点、難点を解決できない事例は少なからずあつたと思われる。

さて、以上の手順を経て得た結果は次のとおりである。

① 洗礼、結婚、埋葬の三つ全てを当教会内で挙行しているケースは極めて少ない(三つのうち、一つか二つに關っているものが大半である)。

② 何らかの親族が当教会内にいるケースも意外に少なく、わずかに約二割程度であつた。

この結果は、データを十分に家族復元できていないという理由があるにしても、私の予想を大きく下回る内容であつた。それには、次の原因が想定される。

- (a) 家族、親族等の宗教とは關係なく、本人が単独でキリスト教へ入信した者が多い為、洗礼、結婚、埋葬の全てをこの教会で行っていない。そして登録簿内にその親屬がいない。
- (b) 当教会以外のキリスト教教会で洗礼、結婚、埋葬のいずれかの登録を行っている為、実際にキリスト教徒であつても当教会の登録簿には、その一部しか現われない。
- (c) 人生の途中で、キリスト教徒であることをやめてしまつた。

小 結

今回、利用を試みたセント・アンドリュース教会の教区簿冊は、フランスやイギリスで過去に行なわれた研究方法と同じようにはその史料の性格上できない。しかしながら、この史料を整理することから、いくつかの興味深い結果が見出され、当教会に關つていた人たちの像が浮かび上つて来たのである。小稿における大方の目的は、中国人のデータを中心にしてその史料を提示することにあり。したがつて、まだ一教会の記録にすぎない事、記録の量も決して多くはない事等で、そのデータから得られた結果は、更に同時代の他の教会の教区簿冊の調査結果と併せ加えて検討しなければならぬことは確かである。そして、その結果を得た後で、他の文書史料と比較検討することは、より関心のある所である。なぜならば、教区簿冊から引き出されたデータに基づいた過去の研究成果中には、文書史料では得られなかつた歴史の側面を見出したり、従来の定説に疑問を投げかけることもあつたからである。

シンガポールの教区簿冊が、史料としていくつかの問題点と限界を有していることは、小稿の中で述べて来た通りである。したがつて、その分析結果を中心にして論議を押し広げて行くことは危険がある。しかし、少なくとも過去に為されて来た説明に補足を加えたり、補正する可能性は内包しているに違いない。殊に旧植民地経営の一端を負つていた中国人、インド人の動向を考へる場合、その重要な接点として、キリスト教会に關つていた中

国人、インド人らの分析については、新たな研究の緒口を提供してくれることが期待されるのである。

(尚、本稿においては、より説明を加えなければならなかった箇所も少なくないが、紙幅の都合もあり御容赦願いたい。また、内容についても御教示、御叱責を頂ければ至幸である。)

注

(1) 当時の人口を参考のため左に掲げる。「」内の数は全人口中に占める中国人の割合を百分率で示したものである。

• 全人口

1860年—81,734人, 1881年—137,722人, 1901年—226,842人,
1921年—418,358人

• 中国人

1860年—50,043人〔61.2%〕, 1881年—86,766人〔63.0%〕,
1901年—164,041人〔72.1%〕, 1921年—315,151人〔75.3%〕

(Saw Swee-Hock, Singapore Population in Transition. Philadelphia, Univ. of Pennsylvania Press, 1970 より)

(2) Freedman, M., Chinese Family and Marriage. Report of the Colonial Social Science Research Council, Singapore 1953, pp. 109-112.

(3) 当時の性比を参考のため左に掲げる。各年度の数値は女性を“1,000”とした時のものである。

• 全人口

1860年—6,039, 1881年—3,088, 1901年—2,933,
1921年—2,044

• 中国人

1860年—14,407, 1881年—5,112, 1901年—3,871,
1921年—2,123
(Saw Swee-Hock, op. cit., より)

追記

小稿の中で、例として挙げた人物の姓名は、あくまで仮のものである。